

## 保育の必要性の認定に関する基準について

## 1. 支給認定（保育の必要性の認定）について

- 現制度「保育に欠ける」 → 一律の保育量  
 新制度「保育の必要性」+「必要な保育量」 → 就労状況等にあった保育量

保育標準時間と保育短時間の2区分

- A 保育標準時間（1日11時間）：1週当たり30時間程度以上の就労  
 B 保育短時間（1日8時間）：1月48～64時間の間で、市が定める就労時間

## 2. 保育認定の基準について

## 【現行制度と新制度の比較】

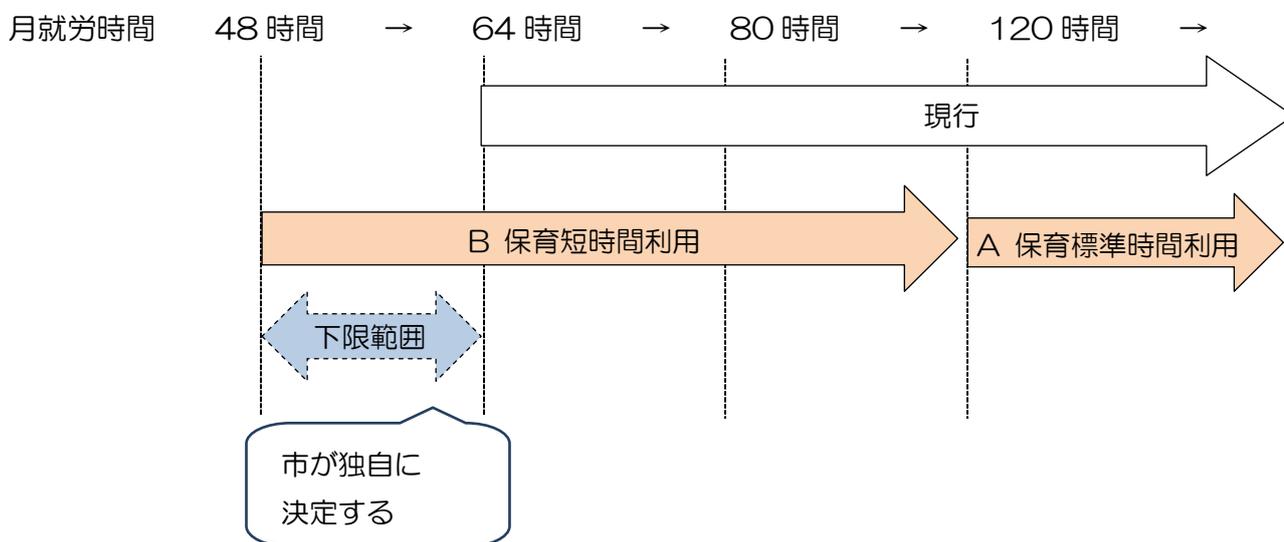
	現行制度（本市）	新制度（内閣府令）
対象児童	保育に欠ける児童	保育の必要性の認定を受けた児童
	<p>◆保育に欠ける事由</p> <p>児童の保護者のいずれもが以下の要件のいずれかに該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められるもの。</p> <p>①家庭外労働          ②家庭内労働          （1日4時間以上、1か月16日以上従事（月64時間程度））          ③妊娠・出産          （出産予定日前3か月以内又は4か月以内）          ④病気・障害          ⑤病気・障害の同居親族の常時看護・介護          ⑥災害の復旧          ⑦市長が認める前各号に類する状態          （就職予定、就職活動中等）</p>	<p>◆保育が必要な事由</p> <p>①就労          ②妊娠・出産          ③保護者の疾病・障害          ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護          ⑤災害復旧          ⑥求職活動          ⑦就学          ⑧虐待やDVのおそれがあること          ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること          ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p> <p>◆就学時間の下限</p> <p>A 保育標準時間 1週当たり30時間程度以上          B 保育短時間 1月48～64時間の間で、<u>市町村が定める時間</u></p>

### 3. 就労時間の下限設定について

現在、就労の場合、1日4時間以上、月16日以上就労により、月64時間程度の就労を目安に保育が欠ける要件としている。

新制度では、保育短時間利用については、1月48～64時間の間で、市町村が下限を定めることとなっている。

#### 【イメージ図】



#### 《目安例》

